

2020年3月2日

各 位

株式会社八十二銀行

新型コロナウイルス感染症にかかる金融支援について

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、2020年3月2日から「災害復興特別資金」の商品内容を一部変更し、新型コロナウイルス感染症の影響により、自社の経営に大きな影響を受けているまたは受けるおそれがある事業者様のご相談にお応えしてまいります。

新型コロナウイルス感染症および先の令和元年台風19号により影響を受けているお客さまの銀行取引に関するご相談（経営相談、新規融資・貸付条件変更に関する相談、その他銀行取引に関する相談など）は、お取引店または最寄の店舗にて承ります。

以下に「災害復興特別資金」の概要をお知らせいたします。

【「災害復興特別資金」の概要】

利用いただける方	以下のいずれかに該当する事業者（法人および個人事業主） (1) 「災害救助法」適用の災害により被災した事業者の方 (2) 上記災害の影響により、自社の経営に大きな影響を受けている事業者の方 (3) 「新型コロナウイルス感染症」の影響により、自社の経営に大きな影響を受けているまたは受けるおそれがある事業者の方
取扱期間	2020年3月2日（月）～2020年9月30日（水）
使いみち	災害または新型コロナウイルスの対応に伴う事業資金（運転資金・設備資金）
利用限度額	1事業者あたり3億円以内
融資期間	当行所定の期間（別途、ご相談させていただきます）
返済方法	(1) 元金均等返済 (2) 期日一括返済（融資期間1年以内に限りです）
融資利率	当行所定の利率（別途、ご相談させていただきます）
担保 保証人	別途、ご相談させていただきます

2020年3月2日現在

【ご留意事項】

- ※ 上記条件に合致しない場合も、利用限度額・融資期間・融資利率等個別にご相談を承ります。
- ※ お申込みに際しては、当行所定の審査がございます。

以 上